

答申第206号（諮問第206号）

「1. ○○○○広域市町村圏振興整備組合の
○○○○処分場及び○○○○処分場に対し
て、○○○○及び○○○○が鉄鋼スラグを出
荷した記録

2. ○○○○の管理型最終処分場から排出さ
れた浸出液について

（1）平成18年以降における水質検査結果
のわかる書類

（2）処理工程のわかる書類」

の公文書部分開示決定に対する審査請求に係
る答申書

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った公文書部分開示決定のうち、別表の（お）欄に掲げる部分は開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年5月25日付けで、別表（あ）欄に記載の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 開示決定期間の延長

実施機関は、平成29年6月8日、本件請求に対して開示決定等の期間を延長し、その理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（延長の理由）

対象公文書の特定や、開示・非開示の審査など、開示決定等に係る事務に時間を要するため。

3 実施機関の決定

実施機関は、平成29年7月24日に、本件請求に係る公文書を別表（い）欄の文書（以下「本件公文書」という。）であると特定し公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書の一部を開示しない部分及び開示しない理由を別表の（う）欄及び（え）欄のとおり付して、請求人に通知した。

4 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分のうち、「1. ○○○○広域市町村圏振興整備組合の○○○○処分場及び○○○○処分場に対して、○○○○及び○○○○が鉄鋼スラグを出荷した記録」について行った処分を不服として平成29年8月23日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年9月26日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

6 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、平成29年11月2日付けで反論書を作成し、実施機関に提出した。

7 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成29年12月5日、本件審査請求の諮問を行った。

8 意見書の提出等

審査会は、条例第30条第4項に基づき、実施機関に対し、意見書の提出を求め、実施機関は、平成30年7月18日付けで作成し、提出した。審査会は、条例第33条第1項に基づき、その写しを請求人に送付した。

第3 争点

1 争点1（非開示情報該当性について）

本件公文書のうち、非開示とされたスラグ使用箇所が特定できなかった出荷記録に関する部分が、条例第14条第5号に該当するか。

2 争点2（非開示情報該当性について）

本件公文書のうち、非開示とされたスラグ使用箇所が特定できなかった出荷記録に関する部分が、条例第14条第6号に該当するか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 争点1について（条例第14条第5号にかかる非開示情報該当性について）

（1）審査請求書における請求人の主張要旨

本件処分は、平成27年9月11日群馬県環境森林部・リサイクル課が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という）に基づく調査の結果、判断し検察庁に告訴した確定した情報であり、未成熟な情報や事実関係不十分な情報ではない、またこの情報は検察庁で判断し処分が決定された情報であり、公にすることにより県民の健全な判断に資する情報である。

（2）弁明書における実施機関の主張要旨

ア スラグ使用箇所として特定できなかった出荷記録を非開示とする理由

（ア）〇〇〇〇工場から排出された鉄鋼スラグの使用箇所であることの影響について

ふっ素の土壤環境基準等が設定されて以降、〇〇〇〇工場から製鋼過程の副産物として排出された鉄鋼スラグ（以下「当該スラグ」という。）は、土壤と接する方法で使用した場合、ふっ素による土壤汚染の可能性がある、平成〇〇年〇〇月から平成〇〇年〇〇月までの間、関係者の間で逆有償取引等が行われていたことなどから、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し、廃棄物と認定した。

このことは、平成〇〇年〇〇月〇〇日に県が公表して以降、テレビや新聞等で報道され、当該スラグが、公共工事、民間工事を問わず使用された可能

性があることは、広く県民が知るところである。

民有地を含めた当該スラグの使用箇所については、ふっ素による土壤汚染による健康被害などの生活環境保全上の支障をはじめ、廃棄物処理法に基づく措置命令、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく措置指示・命令による汚染土壤の処理、それらに伴う費用負担、土地の利用制限の可能性があるほか、土壤汚染は土地の評価の減価要因になる。

このため、当該スラグが使用されたかどうかの事実関係の確認が不十分な情報を公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある。

(イ) 当該スラグの出荷記録の性格について

通常、工事等は数次の下請により行われており、当該スラグの排出者である〇〇〇〇やスラグ再生路盤材を製造及び販売した〇〇〇〇は、実際にスラグ再生路盤材を使用した施工業者や施工箇所等まで詳細に、かつ、正確に把握できているわけではない。

しかし、県は報告徴収等に当たり、県民の安全・安心の確保を図る観点から、当該スラグの使用箇所を漏れなく把握するため、出荷の可能性のある情報全てを報告するよう指示した。このため、提出された出荷記録は、不完全なものが多く、そのままでは事実関係の確認が不十分な情報である。

さらに、事実関係の確認をするためには、当該スラグを出荷した側だけではなく、当該スラグを使用した側である各工事実施主体に確認する必要がある。県は出荷記録を各工事実施主体に提供し、各工事実施主体が、工事設計図書等関係書類及び現地の調査等を行うことにより、当該スラグの使用箇所を特定している。

調査の結果、当該スラグの使用箇所として特定された出荷記録については、事実関係の確認がされた情報であり、公にしても、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれはない。

(ウ) 本件審査請求の対象である当該スラグの出荷記録について

本件審査請求の対象である当該スラグの出荷記録は、所在地（施工場所）等が不完全であり、そのままでは事実関係の確認が不十分な情報である。そこで、工事実施主体である〇〇〇〇広域市町村圏振興整備組合が必要な調査を行い、当該スラグの使用箇所かどうかについて、事実関係の確認をする必要がある。

仮に、事実関係の確認が不十分な情報を公にすれば、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある。

イ 審査請求書の審査請求の理由に対する弁明

(ア) 当該スラグに関する廃棄物処理法に基づく調査結果及び告発について

県は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで当該スラグを廃棄物と認定し、その旨を公表した。県は、この調査結果に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇〇〇に対し、〇〇〇〇から委託を受け、許可なく事業の範囲を変更し、産業廃棄物たる当該スラグを運搬し、天然砕石と混合する行為を行ったことにより、行政処分を行った。また、これに先立ち、同様の理由で、〇〇〇〇及び〇〇〇〇らを警察に告発したところである。

なお、当該スラグの出荷記録に関連し、スラグ再生路盤材等を購入し、工事に使用した施工業者は、当該スラグの性状等を知らされておらず、有責性は認められないこと等から、行政処分及び告発の対象にしていない。

告発は、捜査の端緒であり、捜査は告発事実限定されるものではないが、報道によれば、告発を受理した警察が捜査を行った結果、警察から検察官に送致された被疑事実についても同様であった。

(イ) 検察官の判断等について

審査請求書の記載では、「群馬県が何を判断し」たか明確にされておらず、また、「この情報は検察庁で判断し処分が決定された情報」が何を意味するのか不明である。検察官が何をどう判断したかについて、県では承知していないが、当該スラグの出荷記録に関連し、スラグ再生路盤材等を購入し、工事に使用した施工業者は、告発の対象にしていない。報道によれば、警察から検察官に送致された被疑事実にも含まれていない。

ましてや、捜査は事実を積み重ねて行うものであり、事実関係の確認が不十分な情報である出荷記録について、検察官が処分を決定する際に考慮したとは考えられない。

(ウ) 当該スラグの使用箇所 の 解明 について

県は平成〇〇年〇〇月〇〇日付け公表資料において、その時点で判明していた使用箇所数等を公表し、その後、新たに判明した使用箇所数等について、平成〇〇年〇〇月末現在、平成〇〇年〇〇月末現在、平成〇〇年〇〇月末現在のものを公表したところである。

公表に当たっては、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼさないよう事実関係の確認を行い、当該スラグの使用箇所を特定している。

(3) 反論書における請求人の主張要旨

ア スラグ使用箇所として特定できなかった出荷記録を非開示とする理由

(ア) 〇〇〇〇工場から排出された鉄鋼スラグの使用箇所であることの影響について

請求人は、民有地などを含む群馬県内の土地について広く情報を求めたのではなく、「〇〇〇〇広域市町村圏振興整備組合の〇〇〇〇処分場及び〇〇〇〇処分場」に特定して公文書開示請求を行った。

この土地は民有地ではないので、法の措置指示・命令による汚染土壌の処理、それらに伴う費用負担、土地の利用制限の可能性があるほか、土壌汚染

は土地の評価の減価要因になったとしても、このことにより県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれはない。〇〇〇〇広域市町村圏振興整備組合について県民の関心は土地の評価減などではなく、当該スラグの健康に与える影響などである、積極的に当該スラグの使用の事実を公表することにより、県民の生活環境を守るべきである。

(イ) 当該スラグの出荷記録の性格について

〇〇〇〇広域市町村圏振興整備組合の〇〇〇〇処分場建設工事については、当該スラグは〇〇〇〇がこの建設工事を受注した特定の施工業者に販売しており、「実際にスラグ再生路盤材を使用した施工業者や施工箇所等まで詳細に、かつ、正確に把握できているわけではない。」とは言えない。

請求人が開示請求したのは、群馬県中の広い場所ではなく、「〇〇〇〇広域市町村圏振興整備組合の〇〇〇〇処分場及び〇〇〇〇処分場に対して、〇〇〇〇及び〇〇〇〇が鉄鋼スラグを出荷した記録」という特定の場所の情報であり、廃棄物リサイクル課が得た客観的な情報を公開してもらいたいのであって、処分庁の判断を聞いているものではない。

弁明書に添付された乙第1号証によると、廃棄物・リサイクル課は廃棄物処理法第19条第1項や同第18条第1項に基づく立入検査・報告の徴収を行っている。乙第1号証の日付は平成〇〇年〇〇月〇〇日となっており、廃棄物処理法に基づく調査から2年を経過しているのに事実関係の確認がとれていないのは職務怠慢であると言わざるを得ない。もはや時間的猶予はない、廃棄物処理法第1条で定める生活環境を保全するため立入検査や報告の徴収で得られた客観的資料を開示すべきである。

(ウ) 本件審査請求の対象である当該スラグの出荷記録について

〇〇〇〇や〇〇〇〇が「〇〇〇〇広域市町村圏振興整備組合の〇〇〇〇処分場及び〇〇〇〇処分場」に当該スラグを販売したと廃棄物・リサイクル課に報告した出荷した記録は、当事者が報告した記録であるからこれ以上の客観的な資料はなく、そのまま公開するべきである。

イ 審査請求書の審査請求の理由に対する弁明について

請求人は「群馬県が何を判断し」や「検察官が何をどう判断したか」などの判断などの情報は求めている。ただ「〇〇〇〇広域市町村圏振興整備組合の〇〇〇〇処分場及び〇〇〇〇処分場に対して、〇〇〇〇及び〇〇〇〇が鉄鋼スラグを出荷した記録」を求めている。

当該スラグの不適切処分については、既に群馬県が告訴し検察庁で判断し処分が決定された確定した事件である。

県が工事主体である〇〇〇〇広域市町村圏振興整備組合に事実関係の確認をさせないのは廃棄物処理法の目的である生活環境の保全を蔑ろにしているのか思われぬ。もはや生活環境の保全のためには一刻の猶予もない、〇〇〇〇広域市町村圏振興整備組合の〇〇〇〇処分場及び〇〇〇〇処分場は民有地では

ないので、速やかに当該スラグの使用状況を開示すべきである。

2 争点2（条例第14条第6号にかかる非開示情報該当性について）

（1）実施機関の口頭説明及び意見書における主張要旨

当該スラグの使用箇所を特定する調査では、〇〇〇〇及び〇〇〇〇に対し、廃棄物処理法第18条第1項に基づいて報告を求めて得られた不確実な情報である当該スラグの出荷記録を、工事記録を保有していて工事のことを最もよく知っている公共工事の工事実施主体に対して、公表しない条件で提供し、使用の有無についての調査を要請している。

今回の開示請求に応じて、県が得た書類を整理したスラグ出荷記録のうち、当該スラグの使用箇所として特定ができなかったものを開示することは、工事実施主体にとって事実関係の確認が済んでいない情報を公にすることになる。そのことは、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じるおそれがあるだけでなく、工事実施主体にとっても不意打ちとなり、県と工事実施主体との信頼関係を損なう結果となる。

ひいては、今後、県からの使用箇所を特定するための調査に関する協力要請にも応じてもらうことが極めて困難となることから、任意での協力により県が行う将来の同種の事務又は事業の適正な遂行への重大な支障となり、正確な事実の把握を困難にするおそれもある。

したがって、当該スラグの使用箇所として特定ができなかった出荷記録は、条例第14条第6号に規定する「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」という非開示情報にも該当し、開示すべきでない。

第5 審査会の判断

請求人は、審査請求書及び反論書の記載内容から、本件公文書の非開示部分のうち、スラグ使用箇所が特定できなかった出荷記録にかかる部分の開示を求めていると解され、実施機関は、当該部分について、条例第14条5号又は6号に該当するため非開示とすべきとしていることから、当該部分の非開示情報該当性について、以下、検討する。

1 争点1（条例第14条第5号にかかる非開示情報該当性について）

（1）条例第14条第5号の条例上の解釈について

開示請求の対象となる公文書は、決裁等の手続を終了したものに限られないことから、内部又は相互間における意思決定前の審議、検討又は協議の段階において作成又は取得された文書であっても、組織的に用いるものとして現に保有していれば対象となるものである。したがって、開示請求の対象となる公文書の中には、実施機関としての最終的な決定前の事項に関する情報が少なからず含まれていることになるが、このような情報を意思決定前であるということによって一律にすべて非開示とすることは、県がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは適当ではないので、これらの実施機関の意思決定等への支障が看過し得ない

程度である場合に限り、同号により非開示とすることとしたものである。

そして、同号の「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる県民への不当な影響が生じないようにするという趣旨である。

また、「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、事務又は事業の公正な遂行を図るとともに、県民への不当な影響が生じないようにするという趣旨である。

そこで、同号に該当するかは、審査対象となっている情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非開示にすることの利益とを比較衡量した上で決するものである。

しかるに、本件のような廃棄物の処理をめぐる問題に関する情報については、都道府県知事に措置命令等の強い権限を与え、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした廃棄物処理法の趣旨や、廃棄物の処理に強い関心が寄せられる社会状況等に鑑み、周辺住民の健康等を保護するために公開をすることが強く要請されているものと考えられ、このような問題に関する情報を公開することは、周辺住民の不安感を取り除き、廃棄物行政に対する理解を得るために必要である。このような公開の必要性の高さを考慮すると、当該情報を公にすることの利益はおのずと高いものといえる。

このことを踏まえ、実施機関の非開示理由について以下のとおり検討を行った。

- (2) 実施機関は、種々の理由を挙げ、本件公文書のうち非開示とした当該スラグの出荷記録は、事実関係の確認が不十分で、当該スラグの使用箇所として特定に至っていない情報であり、かつ、健康被害などの生活環境保全上の支障をはじめ、廃棄物処理法や土壌汚染対策法に基づく制限、及び土地の評価原因に関する事実関係が確認できない情報が公になることによって、県民に不当な混乱が生じるおそれがあり、又は特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある旨主張している。

これに対して請求人は、本件公文書のうち非開示とした当該スラグの出荷記録は、当事者が報告した客観的な記録であって開示すべきであり、また、同処分場は民有地ではないため、県民に不当な混乱は生じず、また、健康に与える影響が県民の関心事である旨等を主張している。

この点、当該スラグの出荷記録を把握するに当たり、使用箇所を漏れなく把握するため、出荷の可能性がある情報を全て報告するよう指示したため、得られた出荷記録が不完全なものであるとの実施機関の主張は首肯できるものである。確かに、事実関係の確認が不十分な情報が公開されることにより、誤解や筋違いの批判を招き、ひいては途中経過における中立的な調査が妨げられたりするおそれが認められ、県民に不当な混乱を生じさせかねない。ましてや、スラグに含まれ

ている有害物質に起因する生命、身体及び健康という極めて高い価値を有する保護法益への影響があり得ることが否定できない状態であれば尚更である。

しかし、極めて高い価値を有する保護法益であるが故に、県民の関心が高く、開示の利益も相応に高いものといえ、仮に県民に不当な混乱が生じたとしても、事後の情報発信により相応の沈静化を促すことが可能であるといえる。

また、本件審査請求において争われている〇〇〇〇処分場及び〇〇〇〇処分場は、山中の公有地にあり、特定の者に不当な利益又は不利益を及ぼすおそれも相応に小さいものと評価せざるを得ない。

以上のように、廃棄物処理行政に関する情報の公開の必要性の高さ及び、本件審査請求で争われている情報が、生命、健康及び身体という極めて高い価値を有する保護法益に関するものであることを考慮すると、市街地等に関する情報であれば格別、本件公文書のうちスラグ使用箇所が特定できなかった出荷記録を非開示とする利益が、公にすることの利益を上回るとは認められない。

(3) したがって、本件公文書のうち、条例第14条第5号に基づいて非開示とした部分は、同号に該当せず、実施機関の主張は採用することが出来ない。

2 争点2 (条例第14条第6号にかかる非開示情報該当性について)

(1) 条例第14条第6号の条例上の解釈について

同号の趣旨は、行政機関の行う行政は、法律に基づき公益に適合するよう行わなければならないところ、開示することにより、その事務・事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報は、不開示とする合理的な理由が認められることにあると解される。このような趣旨からすれば、同号にいう「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、単に行政機関においてそのおそれがあると判断するだけではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められることが必要であるというべきである。他方で、行政機関としては当該行政文書の内容自体を立証することはできないのであるから、上記の「おそれ」があるか否かの判断に当たり、高度な蓋然性があることまで要求することはできない。

このことを踏まえ、実施機関の非開示理由について以下のとおり検討を行った。

(2) 実施機関は、公共工事の工事実施主体へ、工事実施主体が公表しない条件で〇〇〇〇及び〇〇〇〇から得られた不確実な情報である当該スラグの出荷記録を提供し、調査を要請している中で、不確実な当該記録を含めて開示すれば、工事実施主体からの信頼を失い、ひいては、今後、県からの使用箇所を特定するための調査に関する協力要請にも応じてもらうことが極めて困難になることから、任意での協力により県が行う将来の同種の事務又は事業の適正な遂行への重大な支障となり、正確な事実の把握を困難にするおそれも生じかねないため、県の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある旨を主張する。

この点、本件公文書のうち非開示とした当該スラグの出荷記録は、〇〇〇〇及び〇〇〇〇から提出されたものであって、各工事実施主体から県に任意で提出された情報は含まない。したがって、各工事実施主体が県を信頼して出した情報で

はないため、工事実施主体から県に対する信頼喪失は想定しにくいものといえる。

そして、前述のように、条例第14条第6号のいう「おそれ」の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性があると認められる必要があるが、信頼喪失が仮にあったとしても、法的保護に値する蓋然性があるとまではいえない。

また、仮に任意での協力が困難になったとしても、廃棄物処理法第18条第1項に基づいて報告を求めることが可能であり、それを拒んだ場合には、同法第31条第3号に基づいて処罰されるおそれがあるため、報告を受けることができないことは通常は考えにくく、県が行う将来の同種の事務又は事業の適正な遂行への重大な支障となり、正確な事実の把握を困難にするおそれも生じるとは想定し難い。

(3) したがって、実施機関の条例第14条第6号に該当する旨の主張は採用することが出来ない。

3 結論

以上のことから、本件公文書につき、その一部を非開示とした決定については、別表の（お）欄に掲げる部分については、条例第14条5号及び6号のいずれにも該当しないため、開示すべきであると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成29年12月 5日	諮問
平成30年 1月 5日 (第65回 第一部会)	審議（本件事案の概要説明）
平成30年 2月14日 (第66回 第一部会)	審議（実施機関の口頭説明等）
平成30年 5月17日 (第68回 第一部会)	審議
平成30年 6月26日 (第69回 第一部会)	審議
平成30年 8月27日 (第70回 第一部会)	審議
平成30年 9月27日	審議

(第71回 第一部会)	
平成30年11月14日	答申

別表

(あ) 本件請求に係る公文書	(い) 特定した文書	(う) 開示しない部分	(え) 開示しない理由	(お) (う)のうち開示すべき部分
<p>1. ○○○○広域市町村圏振興整備組合の○○○処分場及び○○○処分場に対して、○○○○及び○○○○が鉄鋼スラグを出荷した記録</p>	<p>・○○○○広域市町村圏振興整備組合発注工事一覧 報告者：○○○○</p> <p>・○○○○広域市町村圏振興整備組合発注工事一覧 報告者：○○○○</p>	<p>①施工業者名</p> <p>スラグ使用箇所が特定できなかった出荷記録にかかる</p> <p>②工事名称</p> <p>③所在地（施行箇所）</p> <p>④再生用原料再生資材</p> <p>⑤規格名称</p> <p>⑥使用用途</p> <p>⑦使用時期</p> <p>⑧使用量</p>	<p>○群馬県情報公開条例第14条第3号イ該当 公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>○群馬県情報公開条例第14条第5号該当 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため</p>	<p>なし</p> <p>全て</p>
<p>2. ○○○○の管理型最終処分場から排出された浸出液について</p> <p>(1) 平成18年以降における水質検査結果のわかる書類</p> <p>(2) 処理工程のわかる書類</p>	<p>・○○○○に係る周辺井戸調査結果について(報告)</p> <p>・産業廃棄物処理施設変更許可申請書及びその添付書類</p> <p>・計量証明書</p> <p>・操業の系統</p>	<p>採取者名、環境計量士名、個人印、担当者名、所長名、計量管理者名、立会人名、本部長名、分析者名、試料採取者名及び測定担当者名</p>	<p>○群馬県情報公開条例第14条第2号該当 特定の個人を識別できるため</p>	<p>なし</p>